

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3761)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	商工会議所の定款変更の認可
概要	定款は、商工会議所の組織及び運営に関する最高の自治的規範であるから、当初定款の設定を創立総会において議決すると同じ趣旨により、その変更を議員総会の専属的法定議決事項とされている。定款の変更を議決するには、特別議決方法によらなければならない。また、経済産業大臣(注)の認可を受けなければその効力を生じない。定款の変更には、定款の字句の間違い等を修正することも含まれる。したがって、地名が行政上変更された場合に関しても、定款において定める商工会議所の地区または事務所所在地の規定は変更手続きを要する。
根拠法令等 及び条項	商工会議所法 第46条第2項・第4項 商工会議所法施行規則 第6条 様式第6
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款変更の内容が法令に違反しないこと。 2 定款変更の内容がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。 3 変更された事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。 (商工会議所法第46条第4項・第27条第2項)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	○許可の申請に当たっては、申請書及び添付書類の正本1通、副本2通を大阪市長に提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 変更の事由を記載した書面 2 変更しようとする箇所を記載した書面 3 変更の決議をした議員総会の議事録の謄本
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	注：商工会議所の定款変更の許可権限は経済産業大臣から政令で都道府県知事に定められ、さらに大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により大阪市長にて行われています。